



中運自貨第186号

許 可 書

株式会社 尾張クリーンパイプ
代表取締役 坂本 泰之 殿

平成24年6月12日及び平成24年7月9日付けで申請のあった
一般貨物自動車運送事業の経営は、下記の条件を付して申請のとおり
許可する。

記

条 件

1. 一般廃棄物の運送に限る。
2. 発地及び着地のいずれもが愛知県の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。
3. 許可の日から1年以内に運輸を開始すること。
4. 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法に基づく社会保険等には、運輸開始までに加入すること。

平成24年8月16日

中部運輸局長 甲斐 正彰

